(凡例)	その他該当する体制等(体制等の名称)	変更なし	新たに設定	削除	見直しあり	
						制度改正もなく、別紙添付不要
		•				制度改正は無いが、新様式の別紙店部が必要。
						制度改正により新たに設定された加算で、別紙添付が不要。
			•			制度改正により新たに設定された加算で、別紙添付が必要。
				•		当該加算が削除となった加算。
						制度改正により要件等が見直されたが、別紙添付は不要。
					•	制度改正により要件等が見直され、新様式の別紙添付が必要
					※ 7	「基本的な考え方並びに基本手順及び様式例の提示」が変更となり、別に通知あり。

(注)

- ※1 見直しはあるが、報酬告示等に具体的な地域の告示は無く、添付書類も求められていないため、各事業所ごとに確認必要。
- ※2 上記表中に番号がある場合は、別紙番号のことで、体制届に併せて添付が必要。
- ※3 R6年4月~5月は従来の制度だが、計画書の様式は新様式となり、その提出期日はr令和6年5月15日。
- ※4 上記の「△」は従来からの別紙で、内容や算定要件は同じだが、別紙番号た記載形式が異なる場合がある。
- ※5 ケアプラン連携システム活用を考慮し、従来加算の削除、ケアプラン連携システム導入に係る加算新設。
- ※6 6カ月間の経過措置有り。(R6年9月までと、同10月からは算定要件が異なり、別添の記載内容も異なる。)
- ※7 「基本的な考え方並びに基本手順及び様式例の提示」が変更となり、別に通知あり。